

平成30年 7 月24日

魚沼市議会議長 森 島 守 人 様

総務委員会

委員長 渡 辺 一 美

総務委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 所管事務調査について
(2) その他
- 2 調査の経過 7月24日に委員会を開催し、上記事件について調査を行った。
所管事務調査で、瑕疵担保請求について質疑を行った。

総務委員会会議録

1 調査事件

(1) 所管事務調査について

・瑕疵担保請求について

(2) その他

2 日 時 平成30年 7 月 24 日 午前10時

3 場 所 広神庁舎 3 階 301会議室

4 出席委員 大桃 聡、佐藤敏雄、大平栄治、渡辺一美、高野甲子雄、大屋角政、
遠藤徳一、(森島守人議長)

5 欠席委員 なし

6 説明員 渡辺財政課長、小峯環境課長、横山環境対策室長

7 書 記 櫻井議会事務局長、磯部議会事務局次長

8 経 過

開 会 (10 : 00)

渡辺委員長 定足数に達していますので、ただいまから総務委員会を開会します。

(1) 所管事務調査について

・瑕疵担保請求について

渡辺委員長 日程第 1、所管事務調査についてを議題とします。本日は、斎場建設事業に係る瑕疵担保請求について調査をさせていただきます。まず、執行部より今までの経過について発言を求められておりますので説明を求めます。

小峯環境課長 魚沼市斎場外構等整備工事につきまして、承知の委員様方もいらっしゃると思いますが、斎場の地中から出てまいりました廃棄物処理の経過を、かいつまんで説明させていただきます。この工事は、敷地内の外構の整備を目的に、平成26年 7 月 4 日に議会議決をいただき本契約となったものです。工事の経過であります。同 7 月 23 日に沈殿槽内に汚水を確認し、その後、8 月 5 日から 8 月 19 日の間に掘削土中に廃棄物が確認されました。これらのことを受けまして、県環境センターによる立入検査が行われ、処理方法について指導を受け、その後、廃棄物混り土については、構内に集積し、沈殿槽内の汚水については処理を行いました。その後、大変遅くなりましたが、11月から12月及び翌年 2 月

の2回、旧地権者に対して地中から出てきた廃棄物の説明及び聞き取りを行っております。平成27年3月20日には、地中廃棄物の処理費の増に伴う同工事契約変更について、議会の議決をいただき変更契約を締結しております。平成27年5月から、地中廃棄物の搬出、処理を行い、6月29日付けで旧地権者に対して5件、総額2,778万4,115円の瑕疵担保請求を行いました。その後、7月15日及び10月22日に、旧地権者に対して説明会及び意見交換会を開催させていただきました。11月20日には、マニフェストに基づいた最終の変更契約を行い、11月30日に工事完了、翌年の平成28年1月25日に工事費の支払いを完了しております。工事費の精算に伴い、3月18日には瑕疵担保請求額を全体で約70万円減額し、2,709万1,290円とした変更通知及び催告を行っております。

渡辺委員長 次に、事前に配布した資料について順次説明を求めます。まず、環境対策室作成の総務委員会提出資料について、執行部の説明を求めます。

小峯環境課長 こちらの資料につきましては、環境対策室長から説明させます。

横山環境対策室長 (資料「魚沼市議会総務委員会提出資料」により説明)

渡辺委員長 次に、財政課長から資料が提出されていますので、執行部の説明を求めます。

渡辺財政課長 (資料「魚沼市総務委員会資料(例規関係の抜粋)」により説明)

渡辺委員長 ただいま環境課長と財政課長から説明を受けましたのは、委員長のほうから今までの経過の中で、これくらいは皆さんのほうに説明いただきたいということで、説明を求めたものであります。最後に、平成30年7月24日総務委員会資料と書かれた資料が3部あります。これにつきましては、大桃委員と大平委員から資料請求をされている中から、この委員会で使ったらどうかという提案があったので、その中から私が質疑できると考え、まとめさせていただいた資料となっております。以上で資料についての説明を終わります。

これより事前通告とさせていただきました本日の質疑の方法を説明させていただきたいと思います。通告いただいた中で、同じような内容のものは私と局長のほうで相談し、時系列で大項目に分けさせていただきました。その中身については時系列で考えておりますが、その中でも通告順とさせていただきました。時間の関係上、これを一つ一つ委員から質疑していただくと時間がありますので、本日は大項目にしたがって通告者の質疑に答弁していただきます。大項目の答弁が終わりましたら、まず通告者から関連の質疑をしていただきます。その後、通告外の委員の皆さんから大項目について関連の質疑をさせていただき、質疑が終了いたしましたら次の大項目へ移らせていただく形で会議を進めさせていただきます。以上のような進め方でよろしいでしょうか。(異議なし) そのように進めさせていただきます。それでは質疑を始めます。

・工事契約変更について

渡辺委員長 まず、工事契約変更についてを答弁願います。

小峯環境課長 初めに佐藤委員からの質問であります。廃棄物の体積ということでございますが、当時の考えとしては、最終的にマニフェストの重量で設計変更をし、精算することを前提に、1回目の変更時には廃棄物の体積を四角柱として計算したものであります。

続きまして、大桃委員の1番目です。混合廃棄物の体積についてであります。写真をもとに計算し直すと体積はいくらかというご質問ですが、集積された廃棄物は不整形であり、

写真の数も少ないことから、この写真をもとに体積を計算することは困難であると考えております。当時の考えとしては、最終的にマニフェストの重量で設計変更をし、精算することを前提に、1回目の変更時には廃棄物の体積を四角柱として計算したものであります。

続きまして、混合廃棄物の比重についてであります。混合廃棄物の比重については、搬出する業者が算出し、見積書が提出され、それを監督員が承諾しました。1.7とした根拠ですが、現地の混合廃棄物は土の分量がかなり多かったことから、ゆるい状態の山砂の一般的な単位重量値である1立米当たり1.7トンを用いたとのことであります。

続きまして3番目です。見積書の数量の差異についてであります。見積書において、廃棄物を搬出した日数よりバックホウの日数が多く計上されていることについてですが、搬出する前に現場に鉄板を敷いたり、廃棄物の積み込みを行った日があることから、計上された日数に差異が生じたものであります。

続きまして4番目です。廃棄物が埋まっていることを承知で土地を買収したのではないかとの指摘についてですが、保管されている書類を見たところでは、そのような事実はないと認識しております。

続きまして、渡辺委員の1番目です。追加の工事についてであります。地中の廃棄物の確認日については、他の書類を見ても8月上旬としか記載がなくはっきりわかりません。また、打ち合わせ簿を見ても地中廃棄物の記述がなく、口頭でのやり取りをしていたものと思われます。また、環境課の課員は報告を受け、現場の確認は行っておりますが、写真はほとんど撮っていなかったようです。

続きまして2番目の追加工事費についてであります。変更契約の議決については、平成27年2月議会で提案されております。しかし、いつ議決が必要な追加工事費がかかるとわかったかについては、定かな記録は残っておりません。

続きまして、市長への報告についてであります。2項目一緒に答えさせていただきます。当時、市長には適宜報告を行っていたものと思われませんが、市長との打ち合わせ記録はなく、最初に報告したのがいつか、どのような指示があったかについては不明であります。以上です。

渡辺委員長　　今ほど工事契約変更についての答弁が終わりました。それでは、通告者の関連質疑があればお願いします。

佐藤委員　　マニフェストで計算したということですが、具体的に、さっき説明がありました13ページのA、B、C、Dとありますが、これに対する写真の3200、5500、1000がどこに出ているか説明していただけますか。

横山環境対策室長　　Aに関してお話ししますと、14ページの黒板には1となっておりますが、Wが3200となっているのが確認できますでしょうか。Lが5500、Hが1000、すべてこういう管理をさせてもらっている。ポールを当てて、巻尺を置いて、絵はかまぼこ型になっているということでもあります。

佐藤委員　　その計算でよろしいのでしょうか。

小峯環境課長　　確かにこの計算だとあまり適正ではなかったと考えております。当時、担当者は、最終的にマニフェストで精算するという気持ちがあったようでございまして、かなり不整形でございしますが四角柱で積算して、最終的にはマニフェストによって精算しようということだったようでございます。

大桃委員　今の体積の計算の話ですが、不整形で計算するのは困難だとおっしゃいますが、214とって間違った計算をして、廃棄物の処理の看板に214と書くわけです。それは明らかに間違っているんです。だったら、これを見て計算をし直すことができないなんてことはありえないでしょう。間違った計算なんですよ。縦と横と長さ。ようかんが寝ているだけの話。写真見れば、課長が半円形だとか言っていますが、どう見ても三角でしょう。2分の1にすればできるんですよ、計算なんか。そうすると107しかないんですよ。間違った計算をしていて、それを表示したんだから、きちんと計算をして体積を出してくださいよ。出せませんか。

小峯環境課長　この写真を見ていただけると、均一な断面ではないことが一目瞭然でございます。こちらも指示が悪かったということですが、きちんとした断面になるように積んでいただければ計算できたということでございますが、かなり断面が、場所によっても、積んであるブロックによっても、様々であるということから、計算が不可能であるということでございますし、先ほども説明させてもらいましたけれども、最後にはマニフェストで精算するということで、そのようになったと理解しております。

大桃委員　214とって間違った計算ができるのに、何で今、計算ができないんですか。

小峯環境課長　第1回目の変更だと思いますが、そちらについては、先ほど申し上げたとおり、最終的にはマニフェストで精算するということから、直方体で体積をはかって積算したということだと思います。

大桃委員　不整形で計算はできないのが、なんで直方体で214と出るんですか。

小峯環境課長　便宜的にやったものだと思いますが、確かにそのやり方は、今、考えるとよくなかったと考えております。

大桃委員　次に、見積書で混合廃棄物の比重1.7としたのは誰か。これは業者が出したと、それで監督員と協議したという話ですが、今の話は土が多かったという話で、土の比重を掛けたっていいんですけども、環境省の建設混合廃棄物の比重は0.26ですよ。1.7なんてことはありえないんです。それについてはいかがですか。

小峯環境課長　環境省から出ている文書が、平成18年12月27日付けで出ているかと思えます。こちらについて確認をさせていただいたんですが、最後の別表2を見ていただきますと、燃え殻から始まって、汚泥、廃油等が出てきて、21番に建設の混合廃棄物という項目がございます。こちら伺ったところ、廃棄物を順に抜いていって、最後に残った建設の混合廃棄物ということで、これについては決して土砂混じりの混合廃棄物ではないということでございますので、0.26となります。先ほどの写真を見ていただければ、かなりの土があるということで、0.26ではないのは明らかでございますけれども、こちらについては、土砂混じりの混合廃棄物ではないということから、0.26は適用されないであろうということでございます。

大桃委員　1.7の根拠については。

小峯環境課長　1.7の根拠ですが、ゆるい状態の山砂の一般的な単位重量ということでございます。

大桃委員　それが、このごみに何で当てはまるのか知りたいんです。1.7がほぐした山砂はわかります。何でこれが、それに当たるのか。

小峯環境課長　それについては、当時、見積りを出した業者さんもおりますけれども、現場

を見て、この状態であればゆるい山砂であるということから、1.7トンの密度で見積りを出したと伺っております。

大桃委員　　今、写真見てください。14ページ1番の写真を。これが山砂が混じっているなんてない。確認できますか。

小峯環境課長　　14ページについては、確かに砂混じり土が少ないと思いますが、ほかのページを見ていただくと、かなりの割合で入っているものと理解しております。

大桃委員　　南魚沼保健所の立入検査証、わかりますか。26年9月3日の立入検査証では、発生量は40トン強となっているんです。366なんて10倍です。この立ち入り所見のところには、5山は廃棄物として処理すると。残り1山は残土とするとなっている。それで4山になった。というのは、一番最初に出たときには、かなり土が混じっていたらしい。だけど、ここに集積して4山にしたときは、だいぶふるい落として1山は残土になったんですよ。だから1.7なんてことはありえないんですよ。残った5山のうち1山を残土として、残った4山がこれなんですよ。1.7なんてありえないですよ。

横山環境対策室長　　今ほどの大桃委員のお話ですが、確かに環境センターの立入検査証の中には、発生量として40トン強と記載がございます。その段階でどのように、どの程度計測されているかわかりませんが、記載は間違いございません。

大桃委員　　だから、南魚沼保健所が見て、40トン強だと言ったんだったら、1.7なんて絶対おかしいんですよ。366は10倍ですよ。何で保健所は40トンといったのか、比重をどうするか、そういう話じゃないですか。何でそれをしないんですか。業者の言いなり1.7、366トン、そんなありえないですよ。おかしいと思いませんか。

小峯環境課長　　先ほどもお話いたしました、便宜的な設計ということで、最終的にはマニフェストによって精算をさせていただくということでございますので、確かに設計の仕方については申し訳なかったということに尽きるんですけども、最終的にはマニフェストで精算させていただいたということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

大桃委員　　この南魚沼保健所の立入検査の40トン強は、課長は保健所が間違っているとおっしゃりたいんですか。

小峯環境課長　　手持ちの文書では、この40トン強の根拠がわからないということなんですけれども、実際4山に積まれた段階で業者から見積りをいただいたということですので、40トンと言われた根拠が全く不明ということでございます。

大桃委員　　保健所に行って確かめてきますけど、保健所は40トンと言っている。あんたがたは366トンだと、10倍の開きがあるんです。保健所が間違っているなんて言うとな誉毀損になるかもしれません。また調べます。

渡辺委員長　　委員長職を副委員長と交代します。

佐藤副委員長　　引き続き質疑を行います。

渡辺委員　　今ほど、汚水を確認したのは業者のほうからすぐに連絡があったけれども、混じり土については、いつ連絡があったかが全くわかってないということでございました。担当者のほうがきちんと、本来であれば記録があってしかるべきだと思いますけれども、この点について、今現在、課長はどのように思いますか。

小峯環境課長　　それについては、確かに写真等がなかったというのは、ちょっと不手際かなという気はいたしております。工事写真については、それが証拠書類ということになりま

すし、後で重要な検査資料にもなりますので、なかったのは、よくはなかったと考えております。

渡辺委員　そうしますと、本来であればしっかりと報告があった日も、また報告があつてすぐに写真なりを撮っておくのが正しい処理だと、今、現時点で課長は考えていると解釈してよろしいですか。

小峯環境課長　そのとおりでございます。

渡辺委員　次に、市長のほうにいつ報告したのか、また市長からどのような指示があったかということもないということですが、こういった大事な、やもすれば工事の変更が起きえるかもしれない状況の中で、市長にしっかりと報告し、市長からの指示を受けないで、担当の中だけで仕事をするようなことはありえることなんでしょうか。

小峯環境課長　かなりの大きな工事でございますので、市長には、記録はございませんけれども、それぞれ報告をしていたと思います。ですが、どこまで報告していたかということになると、書類がないということで、そこについてはわかりかねます。

渡辺委員　そうなってくると、最初に委員会に報告をした時点、26年11月21日に、市長がこのことを追加工事にしなければならない必要性がわからないままに、委員会に報告したという可能性はございますか。

小峯環境課長　先ほども申し上げましたが、市長はある程度はつかんでいたとは思いますが、いかにせん、報告したという文書も残っておりませんし、確定ということで、こうだとはなかなか言えません。

佐藤副委員長　委員長を交代します。

渡辺委員長　今ほど、通告者の関連質疑が終わりました。通告外の委員の皆さんから関連の質疑はありませんか。

大平委員　この中で一番大事なのは、ごみが出てきたところはどういう場所だか。その処分される前に写真撮るのが当たり前だし、撮っているわけだし、どこから出てきたかというのが一番で、それが何月何日であるか。どんなものが出てきたのか。その写真と、今度は集積してあったところが、写真をどこから載せたのか。今までの公開した中では、やる前の写真もない。出てきたときの写真もない。そしてどこから持ってきたこともわからない。簡単に言えば、このときに瑕疵担保請求なんてできないんです。この状態で。

渡辺委員長　大平委員。このことは瑕疵担保の項目でしていただいてよろしいでしょうか。

大平委員　その責任を誰が取るかということなんですよ。あんたがた、今、答弁していることをそれでいいと思ったら、これで責任とってもらいますよ。今言ったこと、全部違いますよ。計算が、出てきたのもわからない、量もわからない、それで計算するのが、縦もわからない、横もわからない、三角だか丸もわからないので計算して、それがよいと言っているわけでしょう。

渡辺委員長　大平委員。そこについては、皆さんで確認をしながら、おかしかったところも認めていますので、次に移らせていただきたいと思います。

大平委員　1年も前から認めている、そんな問題じゃないんだ。そういうこと言って、今もやっていると、これは工事がどんどん進むわけだ。今度とかなんかじゃなくて、今そんな考え方で、そんなこと言っていて、課長が務まるかということなんですよ。（「休憩」と呼ぶ者あり）

渡辺委員長　休憩動議が出ましたので、しばらくの間、休憩といたします。

休　　憩（10：46）

休憩中に懇談的に意見交換（進行について確認）

再　　開（10：47）

渡辺委員長　休憩を解き、会議を再開します。

・地権者への説明について

渡辺委員長　次に、地権者への説明についてを答弁願います。

小峯環境課長　それでは地権者への説明について、質疑通告にしたがって答弁させていただきます。最初に、旧地権者への報告についてであります。旧地権者へ地中の廃棄物についてお話ししたのは、記録によれば11月13日が初めてであり、それ以前の記録はありません。

続きまして、旧地権者への聞き取りについてであります。委員がご指摘のように11月13日に1件訪問し1人に、12月26日に2件訪問し、それぞれ1人ずつ2人に確認しており、ほかに同席者はおりませんでした。

続きまして3番目です。聞き取り時の同席者についてであります。復命書の同行者欄には空欄となっておりますが、実際は当時の課長、室長の2人で説明、聞き取りを行っていたということであります。当時、瑕疵担保請求をするかを決めていたかは不明ですが、過去の実情を聞き取りしていたということでございます。

続きまして、瑕疵担保請求を旧地権者に負担させることについてであります。残されている書類によれば、平成26年12月1日に瑕疵担保請求について、弁護士に相談していること以前に、瑕疵担保請求の検討について記載している書類はありませんが、どの時点で瑕疵担保請求をするかに決めたかや、市が負担する考えがあったかということについて明らかとなるような書類は確認されておりません。

渡辺委員長　それでは、以上で通告に対する答弁が終わりましたので、通告者の関連質疑を行います。委員長を交代します。

佐藤副委員長　引き続き質疑を行います。

渡辺委員　今ほどの答弁を伺いますと、まず、ごみが発見されたときに当人たちに全く説明していなかったというのが、書類上はそうだったということになっているかと思います。11月13日、12月26日は、過去の経緯の説明だけを行っていたわけですが、12月1日に瑕疵担保請求を弁護士に聞いているということになりますと、それ以前は全く弁護士に相談せず、ご自分たちの判断の中だけで動いていたと推測ができますでしょうか。それとも、それ以前に弁護士に何かしら相談して、相談すれば必ず記録が残るものなんではないでしょうか。

小峯環境課長　弁護士相談というのは、一般的に、ある程度まで事務局のほうで考えて、わからないところについて弁護士に相談するというのが常かだと思います。したがって、

12月1日以前にも、当然、事務局にどうすればいいのかという考えはあって、いろいろと調査、研究をしていたと思われませんが、それを経て弁護士相談になったと理解しております。

渡辺委員 12月1日以前に弁護士と相談していませんので、そのあたり課長の判断で、まだ相談する時期ではないと思ってしていなかったのかなと想像になるんですが、やはり魚沼市として、そういった変更事由ですとか、いろんなことが出てきたときに、何のために顧問弁護士がいるのかということを考えたときに、顧問弁護士をどういった段階で使うといったマニュアルのようなものですか、指針みたいなものは存在するんですか。

小峯環境課長 顧問弁護士とは、契約で顧問弁護士になっていただいているわけですが、そういうマニュアル等はございませんで、こちらで顧問弁護士に相談することがあれば、総務課を通してするということになっておりますので、まだ実際に聞きたいことが固まらない段階で、通常ですと聞くことは不相当だろうという判断になるかと思うので、実際聞きたいことが明確になった段階で顧問弁護士にお願いするということになるかと思います。

渡辺委員 私はそこところが、今回、間違った大きな原因ではないかと思うところもあります。なぜかという、まず、いろんな出来事があった段階で経過を説明して、この経過の中で今現在、顧問弁護士が考えられる法的な問題等がありますでしょうかというような、自分たちで考える前に、まずは顧問弁護士に聞いておくというのは、大切なのではないかと私は思います。そういう中で、顧問弁護士に相談かけない理由として、例えば質問すると幾らという契約なのか、それとも年間幾らという契約をしているので、何回質問してもその辺の契約は変わらないか、そこを聞かせてください。

小峯環境課長 1回幾らということとはございません。年度契約ということで、年度中であれば何回質問されても大丈夫ということでございます。

佐藤副委員長 委員長を交代します。

渡辺委員長 それでは通告者の関連質疑が終わりましたので、通告外の委員の皆さんから関連の質疑はありませんか。

大平委員 弁護士に相談しているんですけども、その相談の仕方が、全く内容がわからないで相談している。それよりも弁護士が、内容がわからないならわかるように聞くのが弁護士の仕事で、総務課の聞き方が悪かったんです。内容をよく説明していない。掘削したときに出てきた状況とか、写真もない、どこから持ってきたこともわからないのを、それを全然弁護士に言わないで、弁護士に相談しているから。総務課が悪いんじゃない。自分でそう思ったただけであって、弁護士が、じゃあどうなっているということを聞いてくる、聞かなければならないことを聞かないで、それをなしにして全部、あれしろこれしろと来ている。570条あたり。だから全く民法の勉強にはならないのをしてるということなんです。課長はそのことについて、どう思うか。

小峯環境課長 残っている文書を見ますと、それなりに顧問弁護士のほうには事細かく相談をされていたのではないかと思いますし、ほとんどわからないで顧問弁護士が答えていたとは理解しておりません。

渡辺委員長 次の瑕疵担保請求のほうで関連の質疑がございますので、そちらに任せたいと思いますが、ほかに地権者への説明についての関連質疑はありませんか。（なし）なけれ

ば、ここでしばらくの間、休憩します。

休 憩（10：57）

再 開（11：10）

渡辺委員長 休憩を解き、会議を再開します。

・瑕疵担保請求について

渡辺委員長 続きまして、瑕疵担保請求について執行部より答弁を求めます。

小峯環境課長 それでは、瑕疵担保請求 1 番目の大桃委員の質問からお答えさせていただきます。初めに、法律相談の結果についてであります。本件は、大桃委員から情報公開請求があり、情報不保有と通知した経緯があります。その後、同委員から再調査請求がございまして、当時の環境対策室長に聞き取りを行った結果、月日を経っていることから、文書で残しているかどうか定かではないが、当時の副市長に口頭で報告したと述べていたことから、上司には口頭報告によって処理された可能性が高く、当時の記録は残されていないものと結論付けさせていただきました。

続きまして、2 番目になります。隠れた瑕疵についてであります。浄化槽に滞留していた水については、少なくとも土地を購入する段階で、監督員をはじめ環境課の職員は浄化槽の存在を認識しておらず、また、周辺は草が生い茂っており、ほかにもいくつかコンクリート残置物がある状態で、浄化槽を認識することが困難でありました。このことからマンホールや滞留水の存在を知ることが困難な状況であったため、隠れた瑕疵であったとして請求させていただいた次第です。

続きまして、佐藤委員の質問になります。瑕疵担保請求の根拠についてであります。民法第570条の規定により準用する同法第566条第1項の規定により、売買の目的物に隠れた瑕疵があったときは、損害賠償の請求をすることができる、とされております。この損害賠償請求権が今回の事案における市の債権であると認識しております。

続きまして、渡辺委員の1 番目になります。汚水処理についてであります。委員ご指摘のとおり汚水の搬出処分については、変更契約前に行われました。汚水処理や廃棄物について、議会に対して説明がなかったことについてはお詫び申し上げます。しかし、汚水の搬出処分をする前に変更契約をしなかったことについて違法性はないと理解しております。また、事前に市長の判断を仰いだかについては、書類を見た限り不明であります。

続きまして、渡辺委員の2 番目になります。瑕疵担保請求するに当たり市長への報告についてであります。当時、市長には適宜報告を行っていたものと思われませんが、市長との打ち合せ記録はなく、市長決裁を受ける瑕疵担保請求に関する書類は、平成27年6月の旧地権者に対する請求伺いが最初でございます。

続きまして3 番目、次に説明会の復命書について、発言要旨と所見の部分は黒塗りにすべきではないとのご指摘についてであります。当該書類の黒塗りにしている部分は全て個人情報に該当するとして公開していないというものであります。

続きまして、大桃委員の1番目です。支払わなければ法的措置をとると通告することが一般的とのご指摘についてであります。本件については、強制徴収によらず、納得して支払っていただきたい、話し合いの中で解決したいという考えのもと行っております。

続きまして、2番目になります。次に、説明会で強制執行を考えていないと発言した件についてであります。こちらについては先ほど答弁したとおりであります。

続きまして、3番目です。債権についてであります。以前、議会でも答弁いたしました。民法第570条の規定により準用する同法第566条第1項の規定により、売買の目的物に隠れた瑕疵があったときは、損害賠償の請求をすることができる、とされておりました。この損害賠償請求権が今回の事案における現時点での市の債権であり、正当な債権であると認識しております。本件については、強制徴収によらず、納得して支払っていただきたい、話し合いにより解決したいという考えから、現時点では提訴する考えはありません。

次に強制執行についてであります。先ほども答弁いたしましたとおり、納得して支払っていただきたい、話し合いの中で解決したいということでもあります。

次に市税や国保税滞納者との対応の違いについてであります。市税や国保税は公債権であり、私債権である賠償金と違って裁判所の介入なしに強制的に徴収することが法的に認められております。また、納税は国民の義務であることから、より厳しく対応しているものと解しております。

次に債権の時効がくるまで穏便にと言ったのは本当かというご指摘についてですが、こちらについても保管されている書類を見たところでは、そのような事実はないと認識しております。

続きまして、大平委員の質問になります。瑕疵担保請求については、回収の努力はしないとは言っておりません。平成30年6月議会の一般質問の答弁では、現時点で前地権者に対して弁償金を強制的に徴収することは考えておりません。今後とも引き続き納めていただく旨、関係者をお願いをしております。また、平成30年2月議会での一般質問では、住民訴訟の判決が確定していない状況にあり、係争中の案件であることから、現在は催告状の送付のみにとどまっております。と答弁しております。現在、ご存じのように、瑕疵担保請求の無効を訴えて、最高裁判所において住民訴訟が係争中であることから、催告のみの請求を行っております。今後は、裁判の行方を見守りながら、前地権者に対して丁寧な説明をすることにより、理解を得た上で納入していただけるよう対応を検討していく予定です。したがって、まだ、回収できなくなったわけではなく、責任の所在の追求については早計であると理解しておりますし、市として正当な手続きとったものと理解しております。

続きまして、佐藤委員の質問です。債権の回収についてであります。大平委員へ答弁したように、今後は裁判の行方を見守りながら、前地権者に対し丁寧な説明をすることにより、理解を得た上で納入していただけるよう対応を検討していく予定です。

続きまして、渡辺委員の質問です。地方自治法及び同施行令において、委員がおっしゃる条文があることは理解しております。現在、瑕疵担保請求の無効を訴えた住民訴訟が最高裁判所において係争中であることから、裁判の行方を見守ったうえで、何ができるのか、何ができないのかも含め、庁内で協議をいたしまして、顧問弁護士からアドバイスをいただきながらその後の方針を決めさせていただきたいということでございます。

渡辺委員長　それでは、通告者の関連質疑を受けたいと思います。

大桃委員　口頭で副市長に報告して、つくってないというところでいいですか。

小峯環境課長　前室長に話を伺ったところ、記憶は定かではないが、という枕詞が付きますが、そのようにしたと思うということでございます。

大桃委員　26年12月1日の顧問弁護士に相談した相談内容の書類はないということでしょうか。

小峯環境課長　質問書はありますが、回答の復命がなかったということであります。

大桃委員　質問するのは、あるから、来ているからわかる。12月1日のは、ないと。弁護士との相談記録というかの文書が、ないということではないのか。

小峯環境課長　そのとおりでございます。

大桃委員　あったらどうしますか。

小峯環境課長　私どもも、請求、再請求で探しましたがありませんので、あったらどうすると言われても、対応しようがないということでございます。

大桃委員　マンホールを開ければ見えたはずなんで、草で見えなかったなんて話じゃだめだし、それこそ豚舎の基礎のコンクリなんかは、あることはわかっていて、それでたかが200円安くして買ったということの中では、あそこはプロパン庫もあったし、し尿を溜める深いあれもあったし、そうすると、そういうのがある前提で探さなきゃだめなんです。調査しなきゃ。それを草があったから見ませんでした、見えませんでした、なんて言って、それを隠れた瑕疵なんて全然お門違いだと思いますけど、そうは思いませんか。

小峯環境課長　確かに調査のほうは十分ではなかったと思います。しかしながら、それがわかっているのであれば、対応もそれなりであったということだと思いますので、これについては隠れた瑕疵になると考えております。

佐藤委員　弁護士のほうでは、民法570条と566条で隠れた瑕疵と言ってますけれども、関係地権者は認めてないと。これは隠れた瑕疵に該当しないと思うんですが、いかがでしょうか。

小峯環境課長　瑕疵担保請求につきましては、こちらについては損害賠償請求ですので、相手が承諾する、しないに関わらず請求権は消滅しないということでございますので、瑕疵担保は債権であると理解しております。

渡辺委員長　委員長を交代します。

佐藤副委員長　引き続き質疑を行います。

渡辺委員　先ほど、汚水の処理は変更契約の中に入っているわけですね。そこで議決をされているわけですから、一般的には議決後に処理をすると私は思っていたんですが、法的に間違いがないとする根拠は、どういう理由で問題ないのか。

小峯環境課長　当時まだ、地下から出てきた廃棄物の存在を、若干わかっていたかもしれませんが、汚水だけで考えると400万円程度ということで、議会での議決が必要な5%又は1,000万円以上に該当しなかったということで、市長の専決で変更契約ができるというような考えのもと、先に汚水の処理をやったということだそうでございます。

渡辺委員　そうしますと、少なくとも、これがこれだけの大きな金額で工事契約の変更をしてやらなければいけないと思っていたのがいつの時点なのかと考えたときに、その処理をしてしまったとき。見積りは9月1日でもらっているわけですね。そして、それを実行し

た日までは、工事の変更契約ではないと考えていたということになりますか。

小峯環境課長 議会議決の必要がない軽微な、市長専決で契約変更できる額の少ない契約変更という認識だったのかと思います。

渡辺委員 それは無理があると思うんですね。9月1日の時点で汚水の見積りも取っていますし、残土の見積りも取っているんですね。同じ時期に見積りを取って、設計変更をしているわけです。設計変更の中には、見積りでやっていますとあって、9月1日以前に処理をしてしまっているんですか。

小峯環境課長 汚水は9月になってから処理ということだと思います。

渡辺委員 ですから、設計書の中に、工事契約の変更のための設計書を見積り取っているわけですね。にも関わらず、汚水は、当初は軽微なものだから設計変更にならないと思って処理をしまったというのは、答弁と考え方のところに食い違いはないですかと聞いているんです。

小峯環境課長 確かにその時点で地下から廃棄物が出てきていたはずですよ。ですので、合体させると当然、議会議決の必要な変更契約になるかと思いますが、こういったわけか汚水のほうについてのみ変更したということだと思います。

渡辺委員 ですから、契約の変更の中にこの汚水も入っているんですから、それだけ先に執行しちゃったということについては、見積書を取る段階では3つ一緒に取っているんですよ。その汚水だけが、議会議決は3月なのに先にやっちゃってるというのが、私としては理解できなく、なおかつ、それが法律的には問題がないと、要するに400万円だから、なんとか前の段階の工事の中でそれだけ是可以するだろうと。ということは、もしかしたらそれについては瑕疵担保請求ではないと判断しているということと、私は考えられると思うんです。ですから瑕疵担保請求を、汚水を処理した段階までは瑕疵担保請求をしないと考えていたのではないかと思われる、私は思っているんですがいかがでしょう。

小峯環境課長 当時どう思っていたかについては答弁ができませんが、確かに委員おっしゃるとおり、滞留水と地下から出てきた廃棄物、当然、変更設計は通常であれば一緒にするのが一番いい方法だと思います。しかしながら、当時、先行して汚水の処理をしたという事実がございますので、それ以上なんともいえないところでございます。

渡辺委員 当時の担当者がおりませんので、なんとも言えないというのはわかりませんが、普通であれば工事の契約変更の中に見積もられているものが、先に執行されるということはありませんと理解されるのが普通だと思います。黒塗りのところの情報開示できないということなんですが、個人情報の場合ですと、名前、住所など個人情報となるものとあるわけですけども、誰だとか、あるいは何だということは言えないと思いますが、黒塗りの部分にはどのような情報があつたんですか。

小峯環境課長 名前が入っていたということです。

渡辺委員 全て名前ですか。例えば何々さんと協議したとか、何々さんと何々したという、名前は伏せられたとしても、何々したという行為については開示できると思いますがいかがですか。

小峯環境課長 今、手持ちの資料が黒塗りにしたものしか持ってきておりませんが、名前が確かに入っていたということで黒塗りの、何々と協議とか、何々と何とかというものが入っていたかというのは定かではないですが、そのとき個人情報だということで黒塗りにさせ

てもらったということでございます。

渡辺委員 名前の部分は伏せたとしても、協議をした、あるいは何々をしたという行為につきましては個人情報に当たらないと思いますので、そのあたり精査した上で回答をしていただきたいと思います。

佐藤副委員長 委員長を交代します。

渡辺委員長 引き続き質疑を行います。

大桃委員 説明会的时候にも、ぎりぎり取り立てる気はないとか、裁判を起こす気はないとか、向こうは払わないと言って、こんなの取れるはずがないじゃないですか。話はいいですよね、話は。話し合いで解決したいんだと。だけどそんなわけにはいかないでしょう、これ。毎年、予算にも決算にも載るわけですから、このままでいけば。それを何もしないで話し合いでみたい、催告状を年に1回送るだけで、それで済むと思いますか。

小峯環境課長 先ほどもお話ししましたが、今まだ住民訴訟が最高裁で審議中でございます。その内容が瑕疵担保請求の無効を訴えているということがございますので、その裁判の行方を見守りながら、その後、当事者と接触するなり、お願いするなりということは必要だと考えております。

大桃委員 裁判の話は全然関係ないんで、そんなことは話なくていいですけども、私これいろいろ調べたりしますと、さっきあった最初のほうの、ごみが埋まっているのを知っていて買ったんじゃないかというところに行き着くんです。知ってて買ったから、そういう不手際がいっぱい起きるし、数量もごまかすようなことになってしまう。地権者にも見せない、教えない、立ち合わせない。そういった中でこういうことするんだけど、これ地権者の落ち度なんかないですよ。市の職員に全部落ち度がある。写真が少なかったりとか、どこから出てきたのか確定できなかったりとか、立ち合わせない、そういういろんなことあるわけですよ。そういうことがきちんとできていないのは、市の職員がやった仕事がそうなんです。市の職員がやって不都合なものを、なんの責任もない前地権者に、いわれない瑕疵担保請求なんかしちゃいけませんよ。もうやめませんか。

小峯環境課長 こちらについても何度もお話をさせていただいているかと思いますが、土地の所有者の管理責任ということで瑕疵担保請求をさせていただいております。したがって、瑕疵担保請求をやめるというようなことには、今のところはなっていないということでございます。

大桃委員 なっていないのは知っています。やめる気があるかどうか聞いているんです。

小峯環境課長 やめる気は今のところございません。

大平委員 今、瑕疵担保請求の話が出ましたけれど、その前にマンホールのふた1枚開けてないという中で、それは必ず仕事するときには、外も中も体積をはかって、それからコンクリートがらがどんけ出るとか、中の体積がどれだけとか、滞留していたあれが何立米あるとか、これが普通なんですよ。まず、それがないということ。それと、見ると30センチから50センチは下つけたに、濁った水があるけども、あと上は澄んでた水なんですよ。それもね、堀之内の山の上まで持って行って、400万請求しているんですよ。地主とかあの辺でやれば、20万か30万で済んでるものを、20万だったら20倍の請求しているわけ。それを地主に言わないで請求している。これはもう全く、こんなのは裁判の結果を見なくてもわかりますよ。それと、もう一つ、一番、瑕疵担保請求の中でどういうこと言われたかと

いうと、基礎の下から出てきたと、最初ね。それで、南魚沼環境センターは46、7年から50年前に誰か捨てたんだろうということで、その辺は時効だと。警察にもそういう基礎の下って行って書類出しているんですよ。議会にも。ところが私が議会で、基礎の下からということになると、道路できないうちになぜ持ってきたかっていったら、それは基礎の前に打ったコンクリートというか、たたきというかを剥いたら出てきた。そういう、前の環境課長が言ったんですけども、基礎の前にある、剥いてみても、その写真はないんですよ。ところが基礎のたたきを打った上からごみが出てきているのはあるんです。そんなことで瑕疵担保請求はできないんです。だから、それで弁護士に聞いたり、そういう請求してるわけでしょ。誰が捨てたかわからんのに、瑕疵担保請求はできないんですよ。しかもお前さん方が言ってることは二転三転して言ってるんだから。それはできない。それがわかっていれば質問しないたっていいんだて。瑕疵担保請求できないのにやってるんですよ。さっき言ったように、弁護士に聞いても言わないで、基礎の下から出てきたってことだけで聞いているわけですよ。基礎の下から出てきてるんでないですよ。基礎のベース打った上から出てきてるんです。それを相談してれば、瑕疵担保請求なんてできないんです。できるわけねえがの。だから、それを請求してるあんたは、俺何回も言って、それがわかるかわからんか、わからなかったら、私はその席に座ってる課長はもういらんと思いますよ。はっきりしているから。それについての答弁だて。

渡辺委員長 杭の下からではなくて、上から出てきたことについて、きちんとそういったことも含めて弁護士に質問をしていなかったのではないかとという質問ですか。

大平委員 担当者が聞いたのにも書いてない。それが。

渡辺委員長 書いてないから、それを確認しているのでしょうか。

大平委員 書いてありますよ。担当者が聞いている中で。議会にも委員会にも発表してあるし。

渡辺委員長 そういう質疑だそうです。

小峯環境課長 確かに最初の頃は、基礎の下という言い方を、廃棄物が出たところをしていただければ、地下にあったということで、実際は基礎の横の下ということをして基礎の下というようなことを言っていたという話でございます。先ほど、瑕疵担保請求云々という話があったけれども、市といたしましては、瑕疵担保請求については土地の管理者である旧地権者の土地から出てきたということで、先ほども申し上げましたが、所有者責任ということで瑕疵担保を請求させていただいたということでございますので、ご了解いただきたいと思います。

大平委員 はっきり言って、どこから出てきたかわからんての写真がないんですよ。上から出てきたのが1枚だか2枚あったのを見ました。下から出てきたっていうのはありません。だから、基礎の下から出てきたっていうのが一番悪い。やる前だから。やる前ってことは約47年から50年前だから、あれつくる。それから請求したら、横なんたって横から出てきたっていうのはないし、上からちょっとできたのはあるけど、それは瑕疵担保にする前の地上から廃棄物出てきた。地上からなんて、ごみが芽が生えて出てくるわけねえがんだ。だから入札のときはないんですよ。それが出てきたって、その写真だかもわからんから、それなら請求できるんですよ。それを請求しんで、どこから持ってきたかわからんのを請求してるから、真逆なんですよ。だから出てきたときに、地主に言うなり、下からなんて

いって説明してるから、おらんって。そうすると瑕疵担保請求は全然できないんですよ。じゃあ、お前さん方、どこから持ってきた。その計算した、基礎の下でも横から出てきたっていうのは、どこから持ってきたんですか。写真がないですよ。

小峯環境課長　どこから持ってきたかという、地下から出てきたものを積み上げたということでございます。写真は確かに数が少なくて、大変こちらの落ち度であったと思います。

大平委員　数が少ないって、1枚もないんですよ、それが。出さんで1枚もないってこれに書いてありますよ。数が少なかったら、数の少ないわかるの出しなさいよ、今度。

小峯環境課長　掘っている写真ですけど、たった1枚だけ撮ってます。

大平委員　どこから出たっていうのは、じゃあわかるか。

小峯環境課長　場所はわかりません。アップです。

大平委員　私が言ったように、写真がないということは、どこから持ってきたかわからなくて、ことだから、そういうので、それを教えたら、私が勉強したところで、瑕疵担保請求でないんですよ。だから、基礎の下から出たということになって、それがわかれば、それは請求はできるけども、時効になっているから、いろいろと問題とありますよ。地主が認めてないんだから。

渡辺委員長　その件につきましては、また今後、瑕疵担保請求の要件等、調査したいと思いますので、今のところ執行部のほうは瑕疵担保請求できるというお話ですので、次の佐藤委員に移らせていただきます。

佐藤委員　さっき言いましたので、関連してますので、終わりです。

渡辺委員長　委員長を交代します。

佐藤副委員長　引き続き質疑を行います。

渡辺委員　私は最後のところで、地方自治法と施行令に則ってしなければいけないのではないのかと。それを一足飛びに、例えば債権を免除するとかいうことはできないのではないのかと。それぞれ段階を経て、最終的にそこに至るのであってというふうに思っております。このことについて、顧問弁護士に相談できないのが、今、裁判中だといいますけれども、このことは裁判とは関わりなく、一般的にどうであるかということを知りたいということでございますので、これが聞けない理由というのは私はないと考えています。聞くことによってなにか不都合はありますか。

小峯環境課長　聞くことによって私どもに不都合はございません。

渡辺委員　そうであるならば、裁判が終わる前に聞いていただきたいと思っておりますので、そのように取り計らっていただけますでしょうか。

小峯環境課長　また、庁内でいろいろ議論した中で、必要があればすぐにでもさせてもらいたいと思っております。

渡辺委員　委員会として、それは要求させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

小峯環境課長　顧問弁護士の相談は行政がさせていただくということで、行政のほうで必要であればさせてもらうということでございますので、その辺をご理解をいただきたいと思えます。

渡辺委員　それでは、また後で委員会の中で協議させていただけたらと思います。

佐藤副委員長　委員長を交代します。

渡辺委員長　委員長を交代いたしました。それでは通告者の関連質疑が終わりましたので、

通告外の委員の皆さんから関連の質疑はありませんか。(なし) なければ、次の項目に移ります。

・予算について

渡辺委員長　予算についての執行部の答弁を求めます。

小峯環境課長　それでは、大平委員の1番目になります。はじめに、地中から出た廃棄物処理の支出の根拠であります。こちらについては、平成26年度一般会計予算書135ページ、斎場建設事業の工事請負費4億4320万円と、平成27年度一般会計予算書135ページ、同じく斎場建設事業の工事費6億9950万円と記載されております。このうち魚沼市斎場外構等整備工事は、平成26年度予算については1億830万円を、平成27年度予算については8750万円を充てることとし、合計1億9580万円を計上しており、これが支出の根拠でございます。

渡辺財政課長　大平委員の2点目から4点目につきましては、私のほうで答弁させていただきます。2点目の総計予算主義の関係でございます。委員ご指摘のとおりでございます。総計予算主義はこれまで議会の一般質問でもお答えさせていただいた部分でございます。一会計年度における全ての収入及び支出は、全てこれを歳入歳出予算に編入しなければならないとされており、私どもはこれについて、そのとおりと思っておりますし、小さい2つ目の、予算にないものは支出してはならないということでございますが、当然のことながら、支出については、歳出予算に計上されている額の範囲内で執行しなければならないと認識しております。

2点目の一般財源の関係。これにつきましても確かに委員おっしゃるとおり、市民の皆様からお預かりしている大切な財源でございます。これについては、私どもも当然承知しております。このような中で、これまでいろいろな説明が足らなかった部分があったやに反省をしておりますけれども、平成29年度予算を含めまして、今後、歳出予算の範囲内であっても予算の補正、財源内訳の変更も含めまして、実態に合わせた予算執行と丁寧な説明を心がけたいと思っております。

3点目でございます。地方自治法施行令第150条第1項第3号は、歳入歳出の各項を目節に区分し、執行することとなっており、私どもはそのように執行してまいりたいと考えております。

渡辺委員長　それでは、通告者の関連質疑を行います。

大平委員　今、一番最後に言ったことから一つ言いますけれども、そのように今度したいって、今までのこと聞いているんだから、聞いたことに対して答弁してください。

渡辺財政課長　先ほど、環境課長のほうで予算の工事請負費の予算額を申し上げました。そちらの額の範囲内で執行しておりますので、これまでもそのように執行してきたと理解しておりますし、今後も今一度、引き締めまして対応していきたいということでございます。

大平委員　斎場建設事業は特例債しかないんです。地方債しか。それ、一般財源で議会の議決なしに出したんですよ。予算がないんですよ。しかも、これを基金と特例債をこれに充てたと、一般財源。大体これ見ればわかるけれども、説明してもらいたいんだけど、財源内訳。特定財源と一般財源と一緒に混ぜることはできないんですよ。特定財源、充てち

やならん財源を一般財源に充てるなんて、どこにそんなことが書いてある。充てるなっことは書いてあっても、そんなことは。特定財源とね、借金を減らして、借金なんていったって地方債だから、それを減らしてなんてことはできない。まずはそれが悪い。特定財源なんですよ。これのその他の財源は。よく市長が言ってる、特定財源としては絶対できない、できないと言いながら、これをしているから、それはどういうがんだ。

渡辺財政課長　　大平委員がおっしゃっているのは、27年度予算のその部分のお話ですよ。確かに当初予算では、おっしゃるとおり地方債を6億数千万円、それからその他の特定財源、これは公共施設の整備基金の繰り入れ予定ということで1億円強あったと思います。そして最終的に地方債を借り入れたのが、27の現年分であれば4億8000万円ほど。それについては一般質問でも市長が答弁しているとおりの、当時、一般会計の剰余金、いわゆる入ってくるお金と出ていくお金の差が、かなり余裕ができそうだとということで、後年度の公債費負担を抑制するためにその辺の財源調整をしたということでもあります。ただ、これも大平委員からの一般質問で再三ご指摘いただいている、どこに書いてあるかという部分については、それを予算補正として変更した形跡はございませんので、これは決算の段階で一気に調整したと、当時そういう処理をしたということでございます。少しつけ加えさせていただければ、29年度はその辺の反省を踏まえまして、ていねいな予算の補正、説明に努めています。これからもそれをやっていきたいということでございます。

大平委員　　いっそわからない。今のは関係ない。予算書のどこに書いてあったっていうんですよ。ないのは出さんないですよ。予算書にないのを出したということじゃないか。それについてどう思うか。

渡辺財政課長　　予算には、予算書の説明欄の中に002事業、斎場建設事業、そこの15節工事請負費に6億9950万円計上されております。現年度分はそこから出しております。ただ、委員がおっしゃる財源内訳として、一般財源は確かに当初予算では3000万円ほどしか載っておりません。その財源内訳の変更について、ていねいな説明に、当時、欠けていたという、これはもう委員ご指摘のとおりでございます。

大平委員　　説明じゃない。補正予算取らんばだめだったろうにな。説明じゃないて、どういう説明に欠けていたんだ。

渡辺財政課長　　おっしゃるとおり、その説明の一つの手段としては、予算の補正という手段があったと思いますが、平成27年度では、それがなされていなかったということでございます。

渡辺委員長　　それでは、通告した委員の関連質疑が終わりました。通告外の委員から関連質疑はありませんか。(なし) なければ、本日の質疑通告につきましては全て終了させていただきました。本件につきましては、今後この質疑を受けてどのように調査することにするかにつきましては、皆さんと対応を協議させていただき、きょうのところはこれまでとさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。(異議なし) 本件につきましては、引き続き調査していくことといたします。

(2) その他

渡辺委員長　　日程第2、その他を議題とします。執行部のほうから報告事項等はありません

か。

小峯環境課長 ごさいません。

渡辺財政課長 ごさいません。

渡辺委員長 委員の皆さんからご意見、協議事項等はありませんか。

大平委員 きょうの議事録を早めにつくってもらって、できたらまた委員会をしてほしいと思います。

渡辺委員長 それは、そのように取り計らいたいと思います。ほかになれば、以上でその他を終わります。本日の会議録の作成については委員長に一任願います。本日の総務委員会はこれで閉会といたします。

閉 会（11：56）